電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果
－都道府県デジタル総合通信系等に係る制度整備－
［募集期間：令和７年７月８日（火）～同年８月６日（水)］

意見提出者：計１件（法人１件）

No.	意見提出者（順不同）	該当箇所	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 JVC ケンウッド	全般	都道府県デジタル総合通信系に低廉でより長距離通信が可能な 4 値 FSK・SCPC 方式も利用可能とする趣旨の本改正に賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
2	同上	別表(1)－1－2 都道府県デジタル総合通信系（四値周波数偏位変調を使用するものに限る。）の周波数等の使用計画について (2)周波数の指定	現状の市町村デジタル移動通信系（4 値 FSK・SCPC 方式）においては、複数の基地局でサービスエリアを確保する場合、二周波方式と一周波方式を組み合わせて使用することができるようになっています。 これは、二周波方式の基地局周波数（下り周波数）が一周波方式の周波数と隣接して割当計画されていることを利用して、移動局周波数を二周波方式の移動局周波数（上り周波数）1 波だけにして、基地局側ではいずれの基地局もこの周波数を受信し、折り返し送信する周波数を基地局ごとに異なる周波数とすることで干渉を避けつつ、移動局は運用場所によって送信周波数を切り替える必要がなく運用できる（受信周波数はスキャン）ようにしたものです。（別紙(1)－2－2) 都道府県デジタル総合通信系の周波数計画では、上記のような一周波方式の計画はないものと推察されますので、2 周波方式の周波数の組み合わせを変えて運用することを認めていただけると同様な構成が可能となります。 現状の改正案では特に 2 周波方式の組み合わせについて制限していないことから、前述の構成は可能と考えていますが、各地方総通での判断が異なることがないよう、審査基準上の記述を配慮いただきたくお願いします。	ご意見に関して、周波数の有効利用にも資するものと考えますので、該当箇所に、以下の下線部を追記いたします。 別表(1)－1－2 (2) B 「A により中継基地局に指定する周波数の対向波を指定する。ただし、C のただし書により指定を行った場合、当該周波数の指定とすることができる。」 別表(1)－1－2 (2) C 「A により中継基地局に指定する周波数の対向波を指定する。ただし、当該対向波のうち 1 波のみの指定とすることができる。（略)」	有